

既往災害時等における政府からの国民等への呼びかけ事例

平成 17 年台風第 14 号

○平成 17 年 9 月 5 日、内閣官房長官定例記者会見の主な内容

今回の台風は、非常に大型で強いということでございます。政府としても対応に万全を期することとしておりますが、被害の拡大を防ぐために国民の皆様にも最新の気象情報の十分なチェック、そして避難勧告や、避難指示が発表された場合には、迅速な避難、危険な場所にいる場合や避難に時間がかかる場合には早めの自主的な避難等により安全の確保に向けて、ご協力をお願いいたします。しばしば台風の時に死者が出るわけでございますが、多くの犠牲者が出ることで、典型的な例がありますので、希望を申し上げたいと思うのですが、決して屋根に上らないでいただきたい。屋根に上って雨漏り等の修理をしていて、転落をしてお亡くなりになる方というのが、非常に多いですね。それから、川や海を見に行くということで、ただ見に行く人もありますし、自分の船、漁船等の状況が心配で見に行くと。そこで高波にさらわれるという方が非常に多いわけです。それから、田んぼとか水路を見に行くと。自分がいろいろ管理している関係とか、自分の水田がどうなっているかという事を見に行くと、そして転落する、というようなことが非常に多いので、この 3 つは是非守っていただきたいと思います。屋根に上らない。海や川を見に行かない。田んぼや水路を見に行かないということは、是非、励行していただきたいと思っております。現段階でまだ今後のコースとか、雨量とか、風の具合等は分かりませんが、以上お願いを申し上げますとともに、政府の体制について申し上げた次第でございます。

平成 18 年台風第 13 号

○平成 18 年 9 月 17 日、災害対策関係省庁連絡会議での防災担当大臣の主な発言内容

台風第 13 号は、強い勢力で本日夕方から夜にかけて九州地方に上陸するおそれがあります。政府としては、本日関係省庁連絡会議を開催するなど、総理の指示のもと各省一丸となって万全の措置を講ずることとしておりますが、被害の拡大を防ぐため、国民の皆様にも、最新の気象情報の十分なチェック、避難準備情報、避難勧告や避難指示が発表された場合の迅速な避難、危険な場所にいる場合や、避難に時間がかかる場合には、早めの自主的な避難、などにより、安全の確保に向けてご協力をお願いいたします。

今回の台風では、風速 30 メートルを越える猛烈な風に警戒が必要なほか、高潮、大雨、洪水、土砂災害等に厳重な警戒が必要です。台風が近づいて警報が発令されましたら、むやみな外出は控えてくださるようお願い申し上げます。

平成18年9月1日総合防災訓練時の内閣官房長官会見要旨

本日七時十五分頃、東京湾を震源とするマグニチュード七・三の地震が発生しました。埼玉県南部、千葉県北西部、東京二十三区、神奈川県東部で震度六強、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、茨城県などで震度六弱など首都圏の広い範囲で非常に強い揺れとなっております。広い範囲で大規模な被害が発生しているものと思われます。

既に、これまでの報告でも、多数の死傷者の発生や、ビル、家屋の倒壊、火災の発生、ＪＲ線の脱線、京浜地区のコンビナートでの油流出といった重大な被害が報告されております。被害は今後さらに拡大するものと予想されます。

政府におきましては、地震発生後直ちに官邸危機管理センターに官邸対策室を設置するとともに、内閣総理大臣以下全閣僚と内閣危機管理監、関係省庁局長等の緊急参集チームが官邸へ緊急参集し、総理の陣頭指揮の下、全力で対応にあたっております。

地震発生 of 第一報を受けて、直ちに、総理から、早急に被害状況の把握を行うこと、被災者の救命・救助を第一に応急対策に全力を挙げること、関係省庁連携し政府の総力を挙げて対応にあたることとの指示がなされております。

既に、空からの情報収集のため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁などのヘリコプターが離陸し活動を開始しております。また、各地の警察、消防、海上保安庁の広域救援部隊に首都圏へ向け出発するよう指示しております。また、自衛隊も災害派遣活動を開始しております。

政府は総力を挙げ、全力で対策に取り組んで参ります。被災地域の皆様、全国の皆様、落ち着いて行動してください。

平成18年9月1日総合防災訓練時の内閣総理大臣会見要旨

本日七時十五分頃発生した地震により、既に多数の死傷者や建物倒壊、火災などが報告されておりますが、さらに、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県などの広い範囲で非常に大規模な被害が発生しているものと思われます。

政府におきましては、地震発生後直ちに官邸危機管理センターに官邸対策室を設置するとともに各閣僚が緊急参集し、初動対応にあたっております。

また、閣僚協議を行い、

- 一．被害状況等事態の把握を速やかに行うこと。
- 二．被災者の救出・救助活動、消火活動に全力を尽くすこと。
- 三．首都中枢機能の継続性確保に全力を尽くすこと。
- 四．自衛隊、警察、消防、海上保安庁の広域救援部隊を最大限派遣すること。
- 五．自衛隊航空機等を活用した重傷者の広域医療搬送等を関係機関連携して全国的に展開すること。

六．緊急物資の確保、緊急輸送を的確に行うこと。

七．都県など自治体と緊密に連携すること。

八．政府一体となって総力を挙げて災害応急対策に取り組むこと。

この八項目を基本方針として、対処に万全を期すこととしました。

この地震による被害が極めて甚大であることから、政府は、本日八時二十分に私を本部長とする緊急災害対策本部を設置し、全力で災害応急対策に取り組んで参ります。

国民の皆様には、この大災害に対し、冷静に対応していただくとともに、緊急を要する人命救出・消火活動の実施についてご協力をお願いします。

平成18年9月1日総合防災訓練時の防災担当大臣会見要旨

第一回東京湾北部地震緊急災害対策本部会議の概要を申し上げます。

本日午前七時十五分頃に発生した地震により、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県などの広い範囲で非常に大規模な被害が発生しております。四都県において現在判明している被害状況につきましては、人的被害は、死者四百二十五名、負傷者二千七百名、建物被害は、全壊六百五十二棟、半壊二千五百二十一棟、延焼中の火災は、埼玉県八十五件、千葉県百五十件、東京都五百件、神奈川県百三十五件と報告されております。鉄道では、ＪＲ京浜東北線及び京浜急行本線で列車脱線の情報が入っており、現在、負傷者の有無等、被害状況について確認を行っております。また、川崎市の石油コンビナートにおいて油が流出していると報告されております。

政府といたしましては、内閣総理大臣を本部長とする東京湾北部地震緊急災害対策本部を設置して、以下の基本方針に基づき被災者の救出・救助をはじめとする災害応急対策に総力を挙げて取り組むことといたしております。

一．人命の救助を第一に、被災者の救出・救助活動に全力を尽くす。このため、

自衛隊、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊を最大限派遣する。

重傷者を被災地外へ搬送する広域医療搬送のため、自衛隊の航空機を確保するとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を中心とした全国の医師、看護師等を確保し、すみやかに派遣する。

二四時間体制で、自衛隊航空機を使用した重傷者の広域医療搬送を行い、被災地外においても災害拠点病院、救命救急センターを中心に、重傷者の受け入れを実施する。

救助活動等の応急対策を適切に進めるため、関係機関の協力を得て、自衛隊が中心となり、東京都区部等の被災地上空の航空運用調整を行う。

- 二．火災の早期消火を図る。このため、全国から緊急消防援助隊を派遣し、被災地の消防組織による消火活動の支援を行う。
 - 三．首都中枢機能の継続性確保のため、首都中枢機関の施設、設備の優先的な復旧等、必要な支援を行う。
 - 四．応急対応に必要な人員、物資等の緊急輸送ルートを確認するため、応急復旧等により高速道路や幹線道路等の通行及び鉄道の運行の確保に全力を挙げる。
 - 五．応急に必要な医療物資や食糧、飲料水、毛布等の供給を確保する。
 - 六．被災地の住民の生活の安全を確保するため、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの復旧に全力を挙げる。
 - 七．航空機や固定カメラの映像も活用して迅速に情報収集を行う。
 - 八．防災関係機関の情報の共有を図って、被災地域のニーズを的確に把握し、関係機関との緊密な連携のもと、適時に的確な措置を講じる。
 - 九．大量発生が見込まれる避難者に対しては、都県等自治体と連携して適切な対応を行う。また、帰宅困難者の発生等については、状況を継続して監視し、適切な対応を行う。
 - 十．応急対策を適切に実施するため、都県等と緊密に連携する。このため、東京都に政府現地対策本部を設置するとともに、関係県に連絡要員を派遣する。
 - 十一．金融市場をはじめとする各種経済活動に関する措置、行政機関の処分等に関する特例措置等については、状況に応じ必要な時点で適切な措置をとる。
 - 十二．被災地の住民をはじめ、国民に対して正確な情報を的確に提供する。
- 政府といたしましては、被災者の救出・救助に万全を挙げて取り組むとともに、我が国の国民生活及び経済に重大な影響を生じさせないよう万全の措置を講ずることとしております。

今後とも、正確な情報を的確に提供することとしておりますので、国民の皆様におかれましては、テレビ、ラジオや自治体の広報に注意し、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

平成16年9月1日総合防災訓練時の内閣総理大臣会見要旨

本日午前八時十五分、気象庁長官から、「東海地域の地殻観測データに異常が発見され、二、三日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。このため、政府をあげて地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると判断したので、大規模地震対策

特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

この東海地震が発生すると、静岡県、山梨県では震度七となるところがあり、静岡県全域および山梨県、愛知県、神奈川県、長野県、岐阜県の一部という広い地域で震度六弱以上の強い揺れになると予想されます。また、太平洋沿岸と伊豆諸島の広い地域で三メートル以上、高いところでは十メートル以上という大きな津波の来襲が予想され、東海地方を中心とした広範囲で甚大な被害が予想されます。

政府といたしましては、直ちに私を本部長とする東海地震災害警戒本部を設置し、自衛隊、警察、消防、海上保安庁の救出救助部隊を派遣するとともに、医療班の派遣準備を実施するなど、被害を局限化し、国民の安全を確保するための地震防災応急対策に全力で取り組みます。

国民の皆様、特に地震防災対策強化地域内の皆様は、警戒態勢を執り、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震が発生した場合に、建物の倒壊、津波や、がけ崩れなどの危険がある地域では、自治体の指示に従って避難してください。また、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

強化地域内の公的機関並びに地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災応急対策を実施してください。

今後も国民の皆様に必要な情報を提供していきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報には十分注意してください。